

調布都市計画用途地域の変更（案）
調布都市計画防火地域及び準防火地域の変更（案）
調布都市計画高度地区の変更（案）に関する
都市計画法第 17 条に基づく縦覧と意見書の提出について

●内容

都市計画法第 17 条には、都市計画を決定しようとするときはその旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならず、その公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、市町村に意見書を提出することができるものと規定されています。

今回、「調布都市計画用途地域」、「調布都市計画防火地域及び準防火地域」及び「調布都市計画高度地区」の決定に係る都市計画の案を作成いたしましたので、縦覧及び意見書の提出について 2 週間を期間として実施いたします。

縦覧の期間	: 令和 5 年 12 月 4 日（月）～12 月 18 日（月）
意見書の提出期間	: 令和 5 年 12 月 4 日（水）～12 月 18 日（月）（消印有効） いずれも土曜日・日曜日・祝日を除きます。
縦覧・意見書受付時間	: 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
縦覧場所・意見書の提出先	: 狛江市まちづくり推進課（狛江市役所 5 階）

●意見書を提出できる方

意見書を提出できる方は以下の対象者となります。

狛江市民 及び 都市計画の案に係る利害関係人

●意見書のご提出方法

以下のいずれかの提出先・方法にてご提出ください。

狛江市まちづくり推進課（狛江市役所 5 階）へ持参、郵送、ファックス又はメール

意見書を提出される際は、以下の各号に掲げる事項を記載してください。なお、意見書の書式は自由ですが、参考として市ホームページに様式を掲載していますのでご活用ください。

- (1) 提出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他団体にあつては代表者の氏名
- (2) 都市計画の名称
「調布都市計画用途地域」、「調布都市計画防火地域及び準防火地域」
及び「調布都市計画高度地区」
- (3) 意見及びその理由

問い合わせ・提出先: 狛江市都市建設部まちづくり推進課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

TEL: 03-3430-1309 ファックス: 03-3430-6870 メール: tokeit01@city.komae.lg.jp